

京都市告示第400号

京都市美術館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市美術館を臨時に開館し、及び休館します。

平成29年10月18日

京都市長 門川 大作

臨時に開館する日 平成29年12月18日

臨時に休館する日 平成29年12月5日から同月10日まで及び平成30年1月3日

(美術館)